平成２８年（フ）第１７５１号
札幌市中央区南１条東３丁目11番地６　グランソレイユ南１条203号
債務者　安孫子奈央
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６１号
札幌市厚別区厚別東１条４丁目１番42―205号
債務者　植山　麻美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７８０号
札幌市白石区東札幌４条４丁目５番５号　グロブナー白石Ｂ－８号
債務者　伏見れい子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７８７号
北海道江別市大麻晴美町10番地の11　北海道マツダニューファミリア荘
債務者　横田　秀幸
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７９８号
札幌市豊平区福住１条６丁目10番３号　スヴニール福住401号
債務者　渋井　怜子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８１２号
札幌市白石区南郷通２丁目南４番11―406号
債務者　東樹　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７３号
釧路市住之江町11番1204号　ＤＨ６―1204号室
債務者　豊田　達也
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１９０号
釧路市愛国東１丁目14番２号
債務者　松橋　直哉
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１４７号
北海道帯広市西４条南19丁目14番地１　タイニースクエア４―Ａ
債務者　中山いく子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
山形県酒田市富士見町２丁目13番地の９　富士見荘Ｃ号、前住所山形県酒田市生石字矢流川50番地の１
債務者　高橋　武志
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第８１号
茨城県日立市田尻町６丁目12番25―102号
債務者　金澤　信及
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１０３９号
埼玉県上尾市川１丁目２番地17
債務者　松橋　　薫
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４８号
埼玉県川口市前川１丁目22番11号　コーポ柏Ｂ202号
債務者　森田　広哉
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７２号
埼玉県川口市並木１丁目13番32―312号　エバーグリーン川口
債務者　小菅　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４０号
埼玉県春日部市千間１丁目20番地　グランドソレイユ109号
債務者　石塚　　融（旧姓三觜）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５４１号
埼玉県春日部市千間１丁目20番地　グランドソレイユ109号
債務者　石塚　千尋
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５５３号
埼玉県吉川市吉川団地２番14号504
債務者　中山　亜紀（旧姓文野）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係